

「(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書」
に対する浜田市長意見について

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、島根県浜田市及び益田市の行政界付近において、最大で総出力約 57,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、現時点では、系統連携への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化対策としての再生可能エネルギー普及の観点からは望ましいものである。また、浜田市が策定している第 2 次浜田市総合振興計画においても再生可能エネルギーの導入促進を主要施策として掲げており、本事業がその施策推進に寄与するものと認識できるものである。

しかしながら、再生可能エネルギー施策を推進していく上においては、本事業に対する住民理解と合意が必須であることを前提とし、以下、意見を述べる。

事業実施想定区域とその周辺には、住居及び既設の風力発電設備等が存在することから、風力発電設備等の設置位置次第では、騒音等、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場等について、累積的な環境への影響も懸念される。本事業計画の検討に当たっては、地域住民等との合意形成に努め、以下の措置を適切に講ずるとともに、配置の検討をしていただきたい。

1 対象事業実施区域の設定について

当該事業に係る計画段階配慮書手続き以降、今回、新たに工事用資材等の搬出入の経路の検討に伴い、改変の可能性が生じる地域が対象事業実施区域に加えられており、環境への影響の拡大が懸念される。とりわけ、同事業者による既設風力発電設備の工事の際に発生した、搬入路（取り付け道路）からの土砂流出事故もあり、今回の土地の改変については、あらゆるデータ等を慎重に検討し調査されることが求められる。また、既設の設備や当該事業と同時に計画が進行している別の風力発電事業に関して、その累積的な影響についても懸念される。これらのことから、対象事業実施区域の設定については、今後の調査や住民意見を踏まえ、環境への影響を最大限に回避又は低減すること。環境への影響を回避又は十分な低減ができない場合には、対象事業実施区域の見直しを検討するなど、当該計画の見直しを行うこと。

2 各論

(1) 騒音、振動及び低周波音等について

事業実施想定区域とその周辺には、住居及びその他環境の保全について配慮

が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音や振動、低周波音、風車の影による環境影響が懸念される。とりわけ、風力発電設備の位置については、現在、稼働中である同事業者の風力発電設備や当該事業計画と近接する他事業者による整備計画によっては、集落の周囲を風車を取り囲む状況が想定されることも踏まえ、風力発電設備の位置等の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映し、住居等への影響を回避又は極力低減すること。

（２）水生生物について

事業実施想定区域とその周辺には、二級河川の周布川及び三隅川などが分布し、絶滅危惧種であるゴギを始め、多数の希少な水生生物等が多く生息・育成している。また、第５種共同漁業権を有する周布川漁協がアユやヤマメなどの稚魚の放流を実施しているが、既に稼働している弥畝山の風力発電設備等の設置工事時には砂泥、礫等の河川流入により育成に大きな影響を受けた経緯があった。

この事故は、新たに設置した取り付け道路の崩落による土砂の流出が主な原因とされていることから、本事業計画における取り付け道路の設置に当たっては、土砂流出被害の防止の観点からも、当時の事故発生時の気象データや近年多発する集中豪雨のデータ及び専門家等の助言を踏まえた調査、検討を行うこと。

なお、取り付け道路に関しては、広島県側にも搬入ルートが計画されており、調査地点としては島根県側に限定せず、広島県側における調査も検討すること。また、本計画の風力発電設備の規模は、現在稼働中の風力発電設備に比べ、大型の設備が導入される計画であるため、基礎工事等においても土工量の増加が予想される。このことから、工事実施等の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えるよう十分な検討・対策を講じることを踏まえた上で、水生生物への影響について調査を実施し、風力発電設備の配置にあたっては、沢筋や河川区域から距離を十分確保するなど、重要な水生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

（３）水環境に対する影響について

事業実施想定区域とその周辺地域では、伏流水を上水道の飲用及び農業用水として取水している。土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類が比較的検出されやすい地域となっていることから、工事実施時の土砂及び濁水の発生、土地の改変等に伴う発生土が、河川及び地下水などの水環境に影響を与えることが懸念される。そのため、風力発電設備搬入に当たっての道路拡幅工事や風力発電設備等の配置に係る工事等の実施時には、事前に地質や地形の調査を行い、直近の降雨時データのみならず、過去の災害時や近年多発する集中豪雨のデータに

よる土砂流出や濁水等のシミュレーションを行い、その結果に基づく緑化対策や排水対策を施し、土砂や濁水の流出防止に万全を期すこと。また、調査対象となっていない河川(例えば、田野原川や板井川など)への影響について、改めて、調査の実施を検討すること。

(4) 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域とその周辺には、自然植生及び保安林等の重要な自然環境が存在しており、地形改変による動物、植物及び生態系への影響が懸念される。鳥類に関する調査については、生態系上位性注目種であるクマタカに限らず、ツバメなどの渡り鳥も調査対象として検討すること。また、風力発電設備からの低周波音、風切音、振動等により、コウモリなどの生息域が変化することによる生態系への影響が懸念される。さらに風力発電設備からの低周波音、風切音、振動等により、クマやイノシシなどの動物の活動域が住居地域へ下がることにより農作物への影響も懸念される。このため、地形改変や音・振動等の調査をできる限り広範に行い、風力発電設備等の配置に係る検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、動植物の生息・育成状況についても適正に調査し、その結果を踏まえ、動植物及び生態系への影響が回避又は極力低減されるよう、風力発電設備等の配置を検討すること。

(5) 景観について

事業実施想定区域とその周辺には、雲月山を始めとする主要な眺望点及び景観資源が多数存在し、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価に基づき、風力発電機器の色を環境融和塗装にするなど、景観を損なわない方法の検討や、専門家等の助言、地域住民及び利用者等の意見も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

なお、フォトモンタージュの作成やシャドーフリッカーによる影響については、適宜、住民への事前開示に努め、意見を聞くこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域周辺に近接して「若生まなびや館」等が位置することから、工事中及び供用時の騒音等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置の検討に当たっては、利用の状況に関する調査を行い、専門家等の助言に加え、地域住民や他の利用者等、関係地域の意見を踏まえ、事業実施による影響を回避又は極力低減すること。

(7) 廃棄物等（産業廃棄物・残土）について

本事業における工事計画上想定される産業廃棄物及び残土の発生量を示すこと。また、これらの廃棄物等については、適切な処理計画のもとで処理すること。

(8) 累積的な影響について

事業実施想定区域とその周辺においては、本事業者による同種の風力発電設備が設置・稼働中であることから、これらの風力発電設備等のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、本事業との累積的な環境影響評価について、予測及び評価を実施すること。とりわけ、風力発電設備が集中することが想定される地域については、より慎重に実施すること。また、既存の風力発電設備を建設した際は、環境影響評価手続の対象外であったが、その際に何らかの調査を行ったのであれば、そのデータを踏まえ、調査項目全般にわたる累積的な影響について、調査・分析を行うこと。

以上